

銚田市介護サービス事業者等指導監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当市が指定を行う地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者のうち本市に所在するもの(以下「事業者等」という。)に対し、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第23条に基づく指導と、法第78条の7、第83条、第115条の17、第115条の27及び第115条の45の7に基づく監査について基本事項を定めることにより、事業者の支援を基本とした介護給付等に係るサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導の基本方針)

第2条 指導は、事業者等に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた事業者等への支援を基本とし、介護給付等に係るサービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知させることを方針とする。

(監査の基本方針)

第3条 監査は、事業者等に対し、介護給付等に係るサービスの取扱い、介護報酬の請求等について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を把握し公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

(指導形態等)

第4条 事業者等に対する指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実地指導 指導対象となる事業者等の事業所又は施設(以下「事業所等」という。)において、関係書類を閲覧し、関係職員との面談により実施する。

(2) 集団指導 指導対象となる事業者等を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

(指導対象)

第5条 指導は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次に掲げる基準により対象を選定して行うものとする。

(1) 実地指導 毎年度、国の示す指導重点事項等に基づき選定する。

(2) 集団指導 介護給付等に係るサービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(指導実施計画)

第6条 指導実施計画は、前年度の指導等の結果を踏まえ、毎年度に介護保険課が作成するものとする。

(指導等の実施体制)

第7条 指導等の実施体制は、介護保険課職員をもって編成するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(指導の事前準備)

第8条 指導等の実施にあたっては、対象となる事業者等に対し、期日、場所、指導等を実施する職員の氏名、準備すべき事項等を事前に通知するものとする。ただし、第12条第2項に規定する監査の実施については、この限りでない。

2 指導実施に当たっては、対象となる事業者等の事業の運営に支障のないよう必要な調整を行うものとする。

3 指導等を実施する職員は、前回の指導等の結果及び事前提出資料を点検したうえ、問題点等を事前に検討し、効率的な指導等を実施するよう努めるものとする。

(指導項目)

第9条 指導の項目は、別に定める「実地指導マニュアル」及び当該年度の指導実施計画で定める項目とする。ただし、次に掲げる項目については、他の法令における調査及び指導の結果をもって代えることができる。

(1) 集団給食施設として保健所が実地検査した内容等の項目

(2) 防火対象物として消防局が実地検査した内容等の項目

2 医療に係る項目については、医師が同伴しない限り、指導の項目から除くものとする。

(協議等)

第10条 指導等を実施する職員は、指導終了後、改善の必要な事項その他の問題点について、その発生原因及び改善方法を事業所等の管理者その他の関係職員と協議し、又は意見交換を行い、理解を得られるよう努めるものとする。

(通知及び勧告等)

第11条 市長は、指導結果について必要な検討を行い、当該事業者等の問題点の解消に必要な指導事項を決定し、その内容を具体的に書面により速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の通知内容について期限を付して報告を求めるものとする。

3 市長は、前項に定めるもののほか、当該事業者等に対し、法第78条の9、法第83条の2、法第115条の18、法115条の28及び法115条の45の8の規定により、期限を定めて勧告を行い、当該事業者等が当該勧告に従わなかったときにその旨を公表し、及び当該事業者等が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつたときに期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(監査の実施)

第12条 市長は、指導の結果、是正指導を行っても改善がなされない場合又は次の各号に掲げる事項に該当する場合には、速やかに監査を実施するものとする。

(1) サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 介護報酬の請求について、不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(3) 法第78条の3、法第80条、法第115条の13、法115条の23、及び法第115条の45第1項第1号イからニまでに規定する基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

(4) 度重なる指導によってもサービスの内容又は介護報酬の請求に改善が見られないとき。

(5) 正当な理由なく指導を拒否したとき。

2 市長は、実地指導中に明らかに前項各号のいずれかに該当する事項が認められる場合には、指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

(監査後の措置)

第13条 市長は、監査の結果、事業者等が法第78条の10、法第84条、法第115条の19、法第115条の29、及び法第115条の45の9の規定に該当すると判断した場合は、必要に

応じて当該事業者等に係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

2 市長は、監査の結果、指定の取消し等を行う必要がないと認める場合は、実地指導に準じた指導を行うものとする。

（情報の提供）

第 14 条 市長は、施設に対して実施した指導又は監査の内容及び結果について必要があると認めるときは、県知事、関係する保険者又は当該事業者等を指定している他の市町村長へその情報を提供するものとする。

（その他の事項）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 22 日から施行する。